

令和7年2月6日

仙 台 市

「仙台市発注工事の現場代理人、主任技術者等の兼務等について」の改正について（お知らせ）

令和7年2月1日から施行された建設業法、同施行規則及び監理技術者制度運用マニュアルの改正により、本市の取扱いについて下記のとおり改正しましたのでお知らせいたします。  
詳細は「仙台市発注工事の現場代理人、主任技術者等の兼務等について」をご確認ください。

記

1. 改正概要

(1)現場代理人について

- ①兼務の金額要件を、主任技術者等にあわせ以下の通り改正します。  
旧：4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）  
新：4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）
- ②兼務可能な工事の発注機関を、主任技術者等にあわせ以下の通り改正します。  
旧：本市（企業局含む）発注の工事請負契約  
新：国、県、本市（企業局含む）を含む県内市町村発注の工事請負契約

(2)主任技術者等について

別紙「技術者制度の改正概要」のとおり

(3)様式の改正等について

- ①改正制度等に対応するため、現場代理人等通知書及び各兼務届出書の参考様式を改正しました。
- ②今回新設される制度の、専任特例1号を活用する場合等に必要な人員の配置を示す計画書の参考様式を定めました。

2. 適用年月日

令和7年2月1日 ※発注済みの案件にも適用可能ですので、発注担当課へご相談ください。

3. その他

- ・主任技術者又は監理技術者の兼務を届出する場合において、今回の改正により非専任の主任技術者を配置する工事の発注担当課へも兼務の届出が必要となりました。なお、その旨は各様式に注記を記載しています。

■お問合せ先

【現場代理人に関すること】

財政局契約課  
工事契約係 （電話）022-214-8125

【主任・監理技術者、様式に関すること】

都市整備局技術管理室  
土木工事管理G （電話）022-214-8290  
営繕工事管理G （電話）022-214-8418

# 技術者制度の改正概要

令和7年2月1日

都市整備局 技術管理室

1. 主任技術者等の専任が必要な請負金額等の改正
2. 主任技術者等の専任配置の特例追加
3. 営業所技術者等が職務を兼ねる場合の特例追加

# 1. 主任技術者等の専任が必要な請負金額等の改正

## ○ 建設業法施行令第2条及び第27条第1項

令和4年度以降の建設工事費の高騰に伴い、令和7年2月に建設業法施行令が改正され、監理技術者の配置を要する下請代金額の合計、並びに主任技術者又は監理技術者（以下、主任技術者等）の専任を要する請負代金額が見直された。

改正条項	改正前	改正後
監理技術者※の配置 (建設業法第26条第2項) (建設業法施行令2条)	下請代金額の合計4,500万円以上 (建築一式工事の場合は7,000万円)	下請代金額の合計 <b>5,000万円以上</b> (建築一式工事の場合は <b>8,000万円</b> )
主任技術者等※の専任 (建設業法第26条第3項) (建設業法施行令第27条第1項)	請負代金額が4,000万円以上 (建築一式工事の場合は8,000万円)	請負代金額が <b>4,500万円以上</b> (建築一式工事の場合は <b>9,000万円</b> )

※ 受注者と3ヶ月以上直接雇用関係にある者でなければならない

## 2. 主任技術者等の専任配置の特例追加

### ○ 建設業法第26条3項ただし書き

ただし書きにより規定されていた主任技術者等の専任配置の特例について、令和6年12月の建設業法改正により、特例が追加された。

#### 改正前

#### 改正後

特例監理技術者を設置した工事  
(建設業法第26条第3項ただし書き)

同一の専任の主任技術者が2以上の工事を  
管理することができる工事  
(建設業法施行令第27条第2項)

同一の建築物又は連続する工作物を対象と  
する工事

①専任特例1号を活用した工事※<sup>1</sup>  
(建設業法第26条3項第1号)

②専任特例2号を活用した工事※<sup>2</sup>  
(建設業法第26条3項第2号)

③同一の専任の主任技術者が2以上の工事を  
管理することができる工事※<sup>3</sup>  
(建設業法施行令第27条第2項)

④同一の建築物又は連続する工作物を対象と  
する工事※<sup>3</sup>

※1 業法改正に伴い追加された特例

※3 変更なし

※2 業法改正に伴い名称が変更された特例

# 《参考》 専任配置の特例等 一覧

分類	主任技術者又は監理技術者の工事現場における専任配置の特例等			
	新設制度 ①	②	③	④
対象工事	専任特例1号（建設業法第26条第3項第1号）を活用した工事	専任特例2号（建設業法第26条第3項第2号）を活用した工事	同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理することができる工事（建設業法施行令第27条第2項）	同一の建築物又は連続する工作物を対象とする工事
併用○	④、専任を要しない工事	④	④、専任を要しない工事	①、②、③
併用×	②、③	①、③	①、②	
対象技術者	主任技術者、監理技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者、監理技術者
共通事項	(1) 双方の設計図書（現場説明書等）に兼務可能の条件が付されていること			
	(2) 本市（企業局含む）発注の工事請負契約と、国、県、本市を含む県内市町村発注の工事請負契約であること			
	(3) 兼務する建設工事の数は2件を超えないこと（④留意事項参照）			
主任技術者等を兼務するための要件	1) 各工事の請負代金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円）	1) 各工事の予定価格の額が5億円未満	1) 各工事の下請金額の合計が5,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円）	1) 工期の重複する複数の工事であって、工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物
	2) 兼務する工事が維持工事同士以外	2) 各工事が共同企業体として契約する工事以外	2) 一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事同士	2) すべての発注者から、書面による承諾
	3) 専任指導者制度を用いて落札した工事以外	3) 兼務する工事が維持工事同士以外	3) 工事現場の相互の間隔が10.0km未満	3) 兼務する工事が維持工事同士以外
	4) 兼務する工事の施工場所が、近隣の行政区域内	4) 専任指導者制度を用いて落札した工事以外		4) 専任指導者制度を用いて落札した工事以外
	5) 下請次数が3を超えていない	5) 兼務する工事の施工場所が、近隣の行政区域内		5) 技術者配置について複数の工事に係る下請金額（税込）の合計にて判断
	6) 各工事に連絡員を配置	6) 各工事に監理技術者補佐を専任配置		6) 技術者専任について複数の工事に係る請負代金額（税込）の合計にて判断
	7) 入退場確認可能な情報通信技術による施工体制の確認	7) 監理技術者の主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会		
	8) 人員配置計画書の作成及び備置	8) 監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制		
	9) 情報通信技術による現場状況の確認	9) 監理技術者補佐の業務を施工計画書に明記		
留意事項	専任を要しない現場と兼務する場合も、全ての現場が①2)～9)の対象	監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。	主任技術者に関する特例であり、監理技術者については適用されない。	複数の請負契約に係る工事を、1件の工事として取り扱う。

※詳細は「仙台市発注工事の現場代理人、主任技術者等の兼務等について」(R070201以降適用)をご確認ください。

# 3. 営業所技術者等が職務を兼ねる場合の特例追加

## ○ 建設業法第26条の5

営業所技術者又は特定営業所技術者が、主任技術者等の職務を兼ねることができる場合について、令和6年12月の建設業法改正により、特例が追加された。

改正前

改正後

主任技術者等の専任を要しない工事  
(営業所と工事現場が近接している場合)

①主任技術者等の専任を要する工事※<sup>1</sup>  
(建設業法26条の5の特例)

②主任技術者等の専任を要しない工事※<sup>2</sup>  
(営業所と工事現場が近接している場合)

③主任技術者等の専任を要しない工事※<sup>3</sup>  
(②の場合以外)

※1 業法改正に伴い追加された特例

※2 変更なし

※3 明確化のため、監理技術者制度運用マニュアルに追記された要件

# 《参考》 職務を兼ねる場合の特例等 一覧

分類	営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねる場合の特例等		
	新設制度 ①	②	新設制度 ③
対象工事	主任技術者等の専任を要する工事 (建設業法26条の5の特例)	主任技術者等の専任を要しない工事 (営業所と工事現場が近接している場合)	主任技術者等の専任を要しない工事 (②の場合以外)
併用×	①～③の併用はできない。		
共通事項	(1) 専任特例を活用する工事ではないこと		
	(2) 営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること		
	(3) 専任指導者制度を用いて落札した工事でないこと		
	(4) 営業所技術者等が入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること		
職務を兼ねることができる要件	1) 職務を兼ねる工事の数が1件	1) 工事現場と営業所が近接していること	1) ①の要件をすべて満たすこと
	2) 各工事の請負代金額が1億円未満 (建築一式工事の場合は2億円)	2) 当該営業所との間で常時連絡をとる体制にあること	
	3) 営業所の場所が、近隣の行政区域内		
	4) 下請次数が3を超えていない		
	5) 各工事に連絡員を配置		
	6) 入退場確認可能な情報通信技術による 施工体制の確認		
	7) 人員配置計画書の作成及び備置		
	8) 情報通信技術による現場状況の確認		

※詳細は「仙台市発注工事の現場代理人、主任技術者等の兼務等について」(R070201以降適用)をご確認ください。